

片平町内会 会則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は区域内に文化的、公益的諸施設ならびに環境を整備推進し、地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動をおこなうことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は片平町内会と称する。

(区 域)

第 3 条 本会の区域は、川崎市麻生区片平、片平1丁目1番～10番、13番、16番、17番、18番、20番、2丁目1番～8番、10番～30番、3丁目1番～13番、4丁目、5丁目1番～19番、21番～24番、34番、35番、6丁目、7丁目、8丁目、栗平1丁目1番、2番、3番、白鳥1丁目1番、2番、3番、8番～12番、19番、白鳥2丁目1番、3番、5番の区域とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所を片平会館におく。

2 事務取扱を会長宅とする。

(法的資格)

第 5 条 本会は地方自治法第260条の2第1項を川崎市長により認可された地縁団体である。

第2章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 本会の区域内に住所を有する者は本会の会員となることができる。

2 本会の活動の賛助を希望する団体・企業等は本会の賛助会員になることができる。

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は入会申込書を提出するものとする。

2 本会は前項の入会申込みがあった場合には正当な理由なくこれを拒まない。

(退 会)

第 8 条 会員が次の各号の一つに該当する場合は会員資格を喪失するものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき

(2) 会員より退会届が提出されたとき

(3) 会員が、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為、もしくはそのおそれのある行為をなしたとき

- ① 暴力的な要求行為
- ② 不当な行為
- ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当会の信用を棄損し、又はその業務を妨害する行為
- ⑤ その他、公序良俗に反する前各号に準ずる行為

(会費の納入)

第 9 条 会員および賛助会員は会費を納入するものとする。

第 3 章 事業および組織

(事業)

第 10 条 本会は第 1 条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 区域内の防災、防犯、防火、交通安全等に関する事業
- (2) 生活環境の整備、改善および美化に関する事業
- (3) 県、市、区その他に対する渉外および広報に関する事業
- (4) 住民の親睦、福祉、教育、健康増進等に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第 11 条 本会は前条の事業を円滑に運営するため次の組織を編成するものとする。

- (1) 区域を分割し、地区を編成する。
- (2) 地区を分割し、組を編成する。
- (3) 事業を企画、推進するため次の部門・担当をおく。

- 1) 地区長・組長
- 2) 防災室
- 3) 総務部
- 4) 会計部
- 5) 防火部
- 6) 防犯部
- 7) 地域交流部
- 8) 交通部
- 9) 環境部

- (4) 前号の業務執行を監査する監査部門をおく。

2 本会の組織表を別表に示すものとする。

第4章 地区長と組長

(地区長と組長)

第12条 本会は各地区・組にそれぞれ地区長・組長をおく。

(組長の任務)

第13条 組長は担当する組の取りまとめと組内の意見等を取りまとめ地区長に連絡する。

(組長の任期)

第14条 組長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものでない。

(組長の選出)

第15条 組長は各組の任意の方法により選出する。

2 各組は選出した組長を地区長に報告する。

第5章 役員

(役員)

第16条 本会に次の役員をおくものとする。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 地区長 | 地区に1名 |
| (4) 室 長 | 1 名 |
| (5) 部 長 | 部門に1名 |
| (6) 室 員 | 若干名 |
| (7) 副部長 | 若干名 |
| (8) 監 査 | 若干名 |

(役員の任務)

第17条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 地区長は担当区の代表として地区内を統轄し意見を取りまとめ役員会に提案をおこなう。
- (4) 部長は各部会の事業を執行する。
- (5) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代行する。
- (6) 室長は室の事業を遂行する。
- (7) 室員は室長を補佐し、室長に事故あるときはこれを代行する。

- (8) 監査は本会の財産の状況ならびに会長、副会長および室長、各部長の会務の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。
- (2) 病欠、業務多忙などの事由で役員が任期途中で緊急に欠員・不足等と判断された場合は、特例として推薦委員会を招集することなく三役会の承認により期の途中で役員候補者を推薦し、役員会で承認することにより欠員を補充することができる。
- (3) 欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第19条 役員は別に定める役員候補選出規定に基づいて推薦された者について総会の議決を経て選任する。

(役員会)

第20条 役員会は次のとおりおこなう。

- (1) 役員会は必要あるときに会長が招集する。
- (2) 役員会を招集するときは役員に対し開催日の3日前までに通知する。
- (3) 役員会の議長は会長がこれに当たる。
- (4) 役員会の決議は第16条に定める役員の過半数が出席し、出席した者の過半数をもってこれを決する。なお監査は議決には加わらない。
- (5) 監査は役員会に出席し意見を述べることができる。

(三役会)

第21条 本会の役員のうち、次の役員を三役会構成メンバーと位置づける。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 総務部長・副部長
- (4) 会計部長
- (5) その他会長が必要と認めたもの

(三役会の任務)

第22条 三役会の任務は次のとおりとする。

- (1) 三役会は役員会などに付議案、および報告事項案を検討し、作成する。
- (2) 三役会は必要あるときに会長が招集する。
- (3) 三役会を招集するときは三役会担当役員に対し開催の3日前までに通知する。
- (4) 三役会の議長は会長がこれにあたる。

第6章 総 会

(総会の構成)

第23条 総会は賛助会員を除く会員をもって構成する。

(通常総会)

第24条 本会の通常総会は毎年4月中に招集する。

(臨時総会)

第25条 臨時総会は必要に応じて随時これを招集する。

- 2 会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは臨時総会を招集する。

(招集の決定)

第26条 総会の招集は役員会の決議によるものとする。

(招集通知)

第27条 総会を招集するには会員に対し開催日の7日前までにその通知を発する。

ただし、緊急の事情があるときはこの期間を短縮できる。

- 2 前項の通知には会議の目的たる事項を記載する。

(通常総会付議事項)

第28条 通常総会においては次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および事業計画案
- (2) 決算および予算案
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) その他役員会において必要と認めた事項

(総会の議長)

第29条 総会の議長は司会者の推薦者がこれに当たる。

(定足数および決議)

第30条 総会の決議は法令又はこの会則に別段の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席（委任状を含む）し、その議決権の過半数をもって決する。

(議決権の数)

第31条 会員は1世帯につき1個の議決権を有する。

(委任による議決権の行使)

第32条 会員は議決権を有する会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は総会ごとに委託された委任状を提出する。

第7章 激甚災害発生時や感染症蔓延時など 緊急時の運営

(緊急時の運営)

第33条 緊急時とは、大規模地震など激甚災害発生時、新型コロナ等感染症蔓延時等により総会や役員会、各種行事の例年通りの運営が困難な状態をいう。

2 緊急時においては、総会や役員会、各種行事等の開催有無の決定、議決方法の書面開催への移行を含む町内会運営全般について三役会が執行することとする。

3 本章を発動するかについての最終意思決定者は会長とする。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第34条 本会は特定事項を処理し、または会長の諮問に応ずるために委員会を設置できる。

2 特定事項の処理を目的とする委員会の設置は総会の議決によるものとする。

3 会長の諮問に応ずるための委員会の設置は役員会の議決によるものとする。

第9章 顧問および相談役

(顧問および相談役)

第35条 本会は本会に発生する諸問題につき助言を得るため顧問、相談役を委嘱することができるものとする。

2 会長は役員会の議決を経て、顧問、相談役の委嘱をおこなう。

3 会長は必要に応じて顧問、相談役を総会または役員会に招聘して意見を諮問することができる。

(顧問および相談役の要件)

第36条 顧問は本会の会長経験者とする。

2 相談役は本会の副会長経験者とする。

第10章 会計および財務

(費用)

第37条 本会の業務執行にかかわる費用は、会費、補助金、寄付金、雑収入および繰越金により賄うものとする。

(会費)

第38条 会費は月額300円とする。ただし、単身会員は月額150円とすることができる。

2 賛助会員は年額5000円とする。

(会費の納入方法)

第39条 会費は原則として組長を経て地区長に納入し、本会に納める。

2 又は本会が指定する金融機関に振込により納める。

(資 産)

第40条 本会は次の不動産を保有するものとする。

- | | | |
|------------------------|---------|--------------|
| (1) 川崎市麻生区片平695番の1 | 宅地 | 42.88平方メートル |
| (2) 川崎市麻生区片平695番の2 | 宅地 | 212.60平方メートル |
| (3) 川崎市麻生区片平695番の3 | 宅地 | 23.25平方メートル |
| (4) 川崎市麻生区片平695番の4 | 宅地 | 27.66平方メートル |
| (5) 川崎市麻生区片平695番の10 | 宅地 | 162.05平方メートル |
| (6) 川崎市麻生区片平696番の1 | 宅地 | 142.23平方メートル |
| (7) 川崎市麻生区片平696番の2 | 宅地 | 18.64平方メートル |
| (8) 川崎市麻生区片平5丁目11番の10号 | 木造2階建家屋 | 298.63平方メートル |

- 2 前項の不動産は総会において会員の4分の3以上が出席し、その5分の4以上の同意がなければ処分し、または担保に供することはできない。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は金融機関に預入れをし、安全確実な方法で管理する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11章 会則改定および町内会解散

(会則改定)

第43条 この会則の改定は、総会において会員の3分の2以上の同意を要する。

(町内会解散)

第44条 本会を解散するには、総会において会員の4分の3以上の同意を要する。

第12章 地縁団体

(地縁団体としての届出)

第45条 本会は、次の事項が発生した場合は川崎市へ届出する。

- (1) 会長が交代したとき
- (2) 会則を変更したとき
- (3) 町内会が解散するとき

第13章 補 則

(細則の制定)

第46条 この会則に定めるもののほか本会の運営および会務の執行に関し必要な

細則は役員会の議決を経て会長がこれを定めることができる。

(備付書類等)

第47条 会長は次に掲げる書類および帳簿を常備し、役員交替に際し必ず次期会長に引継書とともに引継がなければならない。

- (1) 本会会則
- (2) 会員名簿の原本
- (3) 本会の認可および届出に関する書類
- (4) 本会の保有する不動産の登記済権利証
- (5) 本会の保有するその他の財産に関する証書
- (6) 本会の資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (7) 本会の収入、支出に関する帳簿
- (8) 渉外関係書類（対外契約関係書類を含む）
- (9) その他重要な書類

2 会員名簿は会員の変更があった都度これを訂正する。

以上

附 則

第1条 この改正会則は平成6年4月1日から施行する。

第2条 この改定会則は総会の議を経て、川崎市長の認可を受けた平成18年6月9日から施行する。

第3条 この改定会則は平成20年4月20日から施行する。

第4条 この改定会則は総会の議を経て、平成23年4月24日から施行する。

第5条 この改定会則は総会の議を経て、平成27年4月19日から施行する。

第6条 この改定会則は総会の議を経て、平成30年4月22日から施行する。

第7条 この改定会則は総会の議を経て、令和5年4月23日から施行する。

第8条 この改定会則は総会の議を経て、令和8年4月19日から施行する。

以上